

# 水道料金の基本料金を一部減免します

松崎町では、物価高騰の影響を受けている家庭や事業所等を支援する取組の一環として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金を一部減免します。

なお、今回の減免に関する**お手続きは不要**です。

## 減免の期間

- ・令和8年 1月検針(2月請求)分 (令和7年12月～令和8年1月使用分)
- ・令和8年2月検針(3月請求)分 (令和8年1月～2月使用分)

## 対象者

一般家庭、事業所等の給水契約者

※ただし、国・県・町などの公共機関は除きます。

## 減免金額

基本料金の内、1,900円(税抜き)

(税込み3,490円が1,400円になります)

※2か月の計算料金の場合



## 注意事項

- 検針時に発行する「使用水量・料金等のお知らせ」については、減免前の金額で発行されます。  
「使用水量・料金等のお知らせ」に記載された金額から、減免金額を引いた料金を請求いたします。
- 3月検針分以降は、通常の料金での請求となります。



お問合せ

生活環境課 0558-42-3969(平日:8:15~17:00)